

議案第16号

逗子市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について

逗子市自転車等の放置防止に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

逗子市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年逗子市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	移動費用
自転車	1台につき 2,000円
原動機付自転車及び自動二輪車	1台につき 4,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成30年6月1日以降に移動し、及び保管した自転車等について適用し、同日前に移動し、及び保管した自転車等については、なお従前の例による。

（提案理由）

放置自転車等の移動費用について、費用負担適正化の観点から、改正の要あるため提案する。